

令和5年2月20日（月）午後2時

令和5年

滋賀県国民健康保険団体連合会

通常総会議事録

滋賀県国民健康保険団体連合会

令和5年通常総会議事録

開催日時 令和5年2月20日（月曜日）午後2時開会

開催場所 アヤハレークサイドホテル 伊吹の間

出席会員数（21人）

理事長	橋川 渉	草津市長
副理事長	野瀬 喜久男	甲良町長
理事	三日月 大造（代）	滋賀県知事
	佐藤 健司	大津市長
	小椋 正清	東近江市長
	福井 正明（代）	高島市長
	平尾 道雄（書）	米原市長
	伊藤 定勉	豊郷町長
	越智 眞一	医師国保組合理事長
監事	岩永 裕貴	甲賀市長
	西田 秀治	竜王町長
会員	和田 裕行（代）	彦根市長
	浅見 宣義（代）	長浜市長
	小西 理	近江八幡市長
	森中 高史	守山市長
	栢木 進（書）	野洲市長
	生田 邦夫	湖南市長
	竹村 健（代）	栗東市長
	堀江 和博	日野町長
	有村 国知	愛荘町長
	久保 久良	多賀町長

1. 議決事項

- 議案第1号 令和5年度滋賀県国民健康保険団体連合会事業計画について
- 議案第2号 令和5年度滋賀県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算について
- 議案第3号 令和5年度滋賀県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算について
- 議案第4号 令和5年度滋賀県国民健康保険団体連合会職員退職給与金特別会計歳入歳出予算について
- 議案第5号 令和5年度滋賀県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算について
- 議案第6号 令和5年度滋賀県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算について
- 議案第7号 令和5年度滋賀県国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償金特別会計歳入歳出予算について
- 議案第8号 令和5年度滋賀県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算について
- 議案第9号 令和5年度滋賀県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算について
- 議案第10号 令和5年度滋賀県国民健康保険団体連合会一時借入金の限度額について
- 議案第11号 令和5年度滋賀県国民健康保険団体連合会公費負担医療に関する診療報酬支払賃金公費負担者予納金予納について

2. 報告事項

- 報告第1号 専決処分報告について

○開 会

午後 2 時開会

◇岡田局長 お待たせをいたしました。定刻になりましたので、只今から滋賀県国保連合会通常総会を開催いたします。

最初に、橋川理事長からご挨拶を申し上げます。

◇橋川理事長 皆様、こんにちは。

本日、国保連合会の通常総会を開催いたしましたところ、皆様方には、大変お忙しい中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

さて、国保を取り巻く情勢につきましては、被保険者の高齢化と医療費の増大、所得水準の低い被保険者が多い中であって、保険料、保険税の負担率が高いという構造的な問題に直面をしております、極めて厳しい運営が続いております。

新型コロナウイルスにつきましては、国は、5月に新型コロナウイルス感染症法上の分類を季節性インフルエンザと同じ「5類」に移行する方向を決定されました。これにより、医療機関や感染者への公的支援など、コロナ対策が段階的に見直されます。今後の医療費にも影響を及ぼすことから、その動向を注視していく必要があると考えております。

このような状況の中で、本会といたしましては、基幹業務である審査支払や保険者サービスの充実に取り組むとともに、県・市町等事務の共同事業実施による効率化を図ってまいります。併せまして、可能な限り経営努力に努めてまいりますので、ご理解、ご協力を引き続きお願い申し上げます。

本日は、令和5年度事業計画及び予算案等についてご審議をいただきます。慎重なるご審議を賜りまして、ご承認いただきますようお願い申し上げます、簡単ではありますが挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

◇岡田局長 ありがとうございます。

次に、本日の出席状況でございますけれども、国保連合会会員21名中、代理、書面出席を含めて全員の出席をいただいておりますので、本日の総会が成立することをご報告させていただきます。

次に、議長の選出ですが、従来例によりまして、橋川理事長にお願いをしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇岡田局長 ありがとうございます。それでは、橋川理事長よろしく願いいたします。

◇橋川議長 では、私が議長を務めさせていただきます。

まず、規約第17条の2及び第18条第2項により、本総会は公開とし、議事録についても公表することをお伝えいたします。

次に、国保連合会規約第18条第1項の規定により、通常総会の議事録署名者を選出したいと思いますが、議長から指名させていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川議長 はい。それでは、私のほうから指名させていただきます。

近江八幡市長の小西理様、多賀町長の久保久良様のお二人にお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議決事項

◇橋川議長 それでは議事に入ります。

議案第1号、令和5年度滋賀県国民健康保険団体連合会事業計画についてから、議案第11号、令和5年度滋賀県国民健康保険団体連合会公費負担医療に関する診療報酬支払資金公費負担者予納金予納についてまでの11議案は、いずれも関連いたしますので一括審議いたします。

事務局の説明を求めます。

◇林主監 それでは、議案第1号、令和5年度滋賀県国民健康保険団体連合会事業計画についてご説明をいたします。

議案のほうにつきましては、議案の1ページから37ページに記載をしているところでございますが、資料1-1に抜粋しておりますので、こちらのほうで説明をさせていただきます。着座にて説明させていただきます。

資料1-1の1ページでございます。まず、基本方針でございます。保険者様、そして広域連合様の信頼と負託に応えるため、2つの基本方針で臨むことといたします。

その1つは、審査支払業務の専門集団としての役割に加え、地方自治体が行う医療・保健・介護・福祉業務を支援する専門集団として、保険者の皆様から認めていただけるよう努力をするということでございます。

そして2つ目が、保険者とは運命共同体であるという認識のもと、業務の効率的・効果的執行に心がけ、保険者の負担の軽減を図り、最小の経費で最大の効果が得られるよう、中期経営計画の目標達成に向けて職員一丸となって計画に取り組んでまいります。

1枚おめくりいただきまして、2ページでございます。2つの基本方針のもと、大きくは3本の柱で取り組んでまいりたいと考えております。

1つは、保険者事務の支援でございます。市町事務効率化等の取組の推進などについて、これまで培ってきたノウハウ等が最大限活用できるよう、より一層の支援拡充に取り組んでまいります。

2つ目が、保険者が行う保健事業について、保健事業支援・評価委員会の開催や、国保データベースシステム等を活用した評価・データ分析等の保険者支援でございます。併せて、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施についても積極的に支援をしてまいります。

そして3つ目が、本会の基幹業務である審査の充実に向けた取組です。「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、全国の国保連合会等と共に、コンピューターチェックの共通設定及び審査基準の統一化を図ってまいります。

続いて、3ページ目の重点目標でございます。1.の第4期中期経営計画の推進から7.の個人情報保護および情報セキュリティ対策の強化までをしっかりと進めてまいります。

そして、1枚おめくりいただきまして、4ページでございます。具体的な事業につきまして、令和5年度に新規・拡充する事業を抜粋して記載してございます。簡潔にご説明させていただきますと思います。

まず、(1)第4期中期経営計画につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

そして、(2)でございますが、国民健康保険制度への対応でございます。県の市町連携会議での協議を踏まえ、市町の事務負担の軽減が図れるよう、共同処理事業等を検討してまいります。

そして、2つ目のところですが、現在、特定技能外国人の身分事項等の情報について、中央会と市町村の間の経由事務を行っているところですが、そのスキームを活用し、特定活動の在留資格を持つ外国人で国保に加入できない在留資格へ変更された方の情報提供を行い、市町の資格喪失事務の効率化を図ってまいります。

そして、(3)国保総合システムに関する事項では、クラウド化に対応するため、機器の更改を行ってまいります。

そして、5ページの(4)国保及び後期診療報酬等の審査支払に関する事項でございま

す。特に2つ目でございますが、オンライン資格確認の普及と情報共有のため、オンライン資格確認の普及に向けた連携会議に参画し、推進に取り組んでまいります。

そして、(5) 後期高齢者医療事務代行業務に関することでございます。広域連合様が行う事務処理の軽減および効率化を図るため、令和5年度から、給付関係業務として療養費入力業務など4業務と、保健事業では、重複・頻回受診者等訪問指導事業支援業務等の訪問部分の拡大を実施をしております。

そして、1枚おめくりいただきまして、6ページでございます。保健事業の推進に関する事項を記載してございます。(6) 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業の実施ですが、保健事業支援・評価委員会の委員の同行による事業の充実を図っております。

そして、(7) 重複・頻回受診者等訪問指導事業の実施ですが、希望される市町に評価後訪問を実施をしております。

そして、(8) 保健事業推進に関する情報提供として、第3期データヘルス計画策定に当たって、参考資料の作成と提供を行うとともに、(9) の市町保健事業の支援として、同計画の策定を支援するため、県と連携し、市町への個別支援を実施をしております。

そして、(10) でございますが、特定健診・特定保健指導に関する事項では、県で実施される受診勧奨通知のデザイン事業に係るデータ提供等を行っております。

そして、(11) の介護保険事業に関連する部分でございますが、ケアプランデータ連携システムに関する業務として、同システムの利用に伴い、ライセンス費用の徴収業務等を行っております。

そして、12番目の障害者総合支援給付等事業に関することでございますが、障害福祉サービスデータベースのデータ連携業務として、障害支援等の関係情報を取りまとめ、厚生労働省の障害福祉サービスデータベースにデータを連携をしております。

以上、新規・拡充する事業を記載させていただいておりますが、既存業務等も併せてしっかりと取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

◇今岡課長 続きまして、令和5年度滋賀県国民健康保険団体連合会各会計予算について説明をさせていただきます。資料につきましては、今ほどの資料の続きの8ページ、それからA3版でございますが、資料1-2の1ページでございます。こちらにてご説明をさせていただきたいと思っております。着座にて失礼させていただきます。

まず、資料1-2、A3版をお開きいただきたいと思います。こちらで、予算の全体の規模についてご説明をいたします。本会の会計ですが、一般会計と、令和5年度から7つ

の特別会計で構成されております。全部で21の勘定がございます。そして、その勘定を大別いたしますと、保険者様から、また広域連合様から手数料、負担金をいただいて、審査支払の事務執行を行う6つの会計。こちらは資料1-2の網かけをしている会計となります。そして、もう一つは網かけしていない会計。主に診療報酬、また介護給付費等の受け払いをする16の勘定がございます。

令和5年度の予算規模でございますが、A3版の資料1-2の一番下から3段目でございます。令和5年度予算の列のところでございますけれども、21勘定の合計の総額が対前年度比1.5%増、総額約4,370億円といった予算規模でございます。そして、下から2番目でございます。会計全体の中で、事務執行を伴います6つの会計の規模でございます。こちらは対前年度比11.5%増、総額約40億円でございます。

以上が全体の予算規模でございます。恐れ入りますが、先ほどの資料の、資料1-1の8ページにお戻りいただきたいと思っております。

8ページの上段の大きな1.の(1)でございます。事務執行を伴う6つの会計の対前年度比における、主な増の要因でございますが、令和5年度におきましては、国保総合システムなどの各システムの更改、また、各市町さんに設置している端末等の更改に係る経費を見込んでいることによる増が大きな要因となっております。

そして、次のページになりますが、(2)診療報酬や介護給付費等を受け払いする勘定は、対前年度比1.4%増の約4,330億円を計上させていただいております。全体を見ますと、本会の取り扱う会計の約99%が診療報酬や介護報酬等を受け払いする会計。そして、残りの1%が事務執行を伴う会計で構成をさせていただいているというところであります。

続きまして、9ページですが、大きな2番目の診療報酬の支払勘定でございます。お時間の関係もございますので、予算規模の大きい会計を中心に説明をさせていただきます。なお、当該会計の診療報酬の来年度の予算見込については、おおむね過去の支払実績、そして制度改正等を勘案して予算計上しております。

9ページの中ほど、箱枠の中になりますけれども、議案第3号として、国民健康保険診療報酬の支払勘定がございます。令和4年度の予算に比べまして2.8%減、月平均約7億9,000万円の支払いを見込んでおります。このことについては、被用者保険の適用拡大、また、団塊の世代の方が後期高齢者に移行され、国保の被保険者が減少していることが大きな要因と考えます。参考として、令和4年度の上半期の状況を

記載しておりますが、全国的にもマイナス傾向になっているところでございます。

箱枠の下、4つの勘定を書いておりますが、その4つ目、抗体検査等費用支払勘定でございまして、こちらは86.7%減と、大きな減になっております。コロナワクチンの接種費の支払いの継続がまだ確定していない状況でもありますので、一旦、当初予算では、ワクチン接種についての科目設定のみとしている関係で、当初予算との比較では減となっているところでございます。

少し飛びまして、議案第5号、介護保険事業関係業務特別会計でございまして、こちらは、介護サービスの受給者の増加によりまして、伸び率0.6%増で、月平均約93億円の支払いを見込んでおります。

続きまして、おめくりいただきまして、10ページをご覧ください。10ページにおきましては、箱枠に記載のとおり、議案第8号として、後期高齢者医療事業関係業務会計を記載させていただいております。後期高齢者医療支払勘定につきましては、昨年度の予算に比べまして4.5%増、月平均約147億円の支払いを見込んでいるところでございます。このことについては、国保と相反しまして、団塊の世代の方が後期高齢者に移行されるということで高い伸び率になっているところでございます。参考として、令和4年度の上半期の状況を記載させていただいておりますが、全国平均でも増加傾向にあるということが分かっていたかと思えます。

続きまして、次のページの11ページをご覧ください。こちらは大きな3番目になるわけですが、一般会計、そして、各特別会計の事務執行を伴います6会計の共通した予算の考え方を記載させていただいております。箱枠の上に記載のとおり、国保総合システムの機器更改が令和6年度と8年度に予定をされています。引き続き、人件費の抑制、そして経費節減を図りながら、既存の積立財源を活用しつつ、更改経費の備えとして、ICT積立資産の造成を行いたいと存じます。何とぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

具体的には、箱枠の中にごございますように、まず(2)になりますが、昨年の総会でもご説明させていただきました、システム更改に伴う財源不足の対応につきまして、人件費の抑制、そして、会館に係る減価償却引当資産の一部凍結を4年度に引き続き実施し、財源の確保に努めてまいります。そして、システム更改の備えとして、経費節減と併せて、保険者の皆様にご負担にはなりますが、令和5年度の手数料を4円引き上げさせていただいて、ICT積立資産の造成をさせていただき、その積み立てを運転資金として、手数料

の平準化を図りたく、ご理解のほどお願いいたします。

1 ページおめくりいただきまして、12 ページをご覧ください。まず、(1) の一般負担金、事務負担割とありますが、こちらのほうにつきましては、保健事業など、適正な運営ができるように、中段に記載させていただいている表のとおり、平成29年度に負担金の段階的な見直しの提案をさせていただいて、5%から10%に見直すというようなことをお願いしてきたところでございます。来年度は、その計画の最終段階に入るところでございます。

次に、(2) 国保審査支払手数料及び国保共同処理手数料についてでございます。昨年の総会でもご説明させていただきましたけれども、国保総合システム更改に係る備えとして、審査支払手数料に2円、国保一般の共同処理手数料に2円、合わせて4円の引き上げのお願いをいたしたく、ご理解のほどお願いいたします。

続いて13 ページをご覧ください。特定健診等費用手数料についてでございます。こちらの特別会計につきましては、制度発足以来、保険者負担の軽減を図るために、過去の積立金を充当して対応させていただいております。過去の積立金の実績としては、平成26年度末から記載をさせていただいた表のとおりでございますが、5年度につきましても、200万円の積立金の繰入れと併せて、30円の引き上げ、1件当たり450円とさせていただきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、14 ページをお開きください。介護保険審査支払手数料についてでございます。こちらにつきましては、令和5年度から、中央会の負担金が1件当たり2円27銭の引き上げがされますけれども、各市町さんにおかれては、第8期介護保険事業計画の期間中ということもあって、令和5年度につきましても、見直しは行わず、手数料は一旦据え置きとさせていただきます。

なお、箱枠の下に記載のとおり、中央会において、介護保険をはじめとした各種システムの更改のための負担金の精査が行われております。令和6年度に手数料の見直しをさせていただく際には、改めてご相談させていただきたいと思っております。

また、2つ目の米印に記載のとおりですが、介護保険に係る第三者行為求償事務について、介護保険の受給者の増加に伴って、求償事務の委託が増加している状況でございます。現在、手数料としてはいただいておりますけれども、介護の審査支払手数料の見直しの際に、介護保険に係る求償事務の手数を新設させていただきたいと考えています。1件当たりではなくて、成功報酬制、出来高というような形で考えているところです。

15ページでございますが、各種手数料の見直しの一覧です。ご参照いただければと存じます。赤字部分がその変更点というところでございます。

最後ですが、16ページをご覧いただきたいと思います。その他、予算の関連事項として、まず議案第10号、議案書は171ページでございますけれども、毎年総会において一時借入金の限度額について示させていただいているところです。不測の事態が生じた場合の支払いに充当するため、一般会計及び5つの特別会計において、一時借入金の限度額を定めるものとしております。よろしく願いいたします。

議案第11号につきましては、公費負担医療に係る予納金の予納についてでございます。議案書につきましては、172ページから182ページに記載させていただいているところですが、毎月の医療費の支払いに充当するための予納金でございます。よろしく願いいたします。

資料1-1は以上となっております。本日の提出資料に、資料2と3がA4版で1枚ずつございます。こちらは、令和5年度の福祉医療費、そして障害介護医療費の概算金の算出表でございます。こちらも、先ほどの公費負担医療の予納金と併せまして、毎月の医療費の支払いに充当させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上、令和5年度の事業計画並びに予算の提案とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◇橋川議長 それでは、議案第1号から議案第11号までについて、ご質問、ご意見はございませんか。

ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇橋川議長 ないようですので、採決に入らせていただきます。

議案第1号から議案第11号までを原案どおり議決することについて、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第1号から議案第11号までは原案のとおり議決されました。

次に、報告第1号、専決処分報告について、事務局の説明を求めます。

◇今岡課長 引き続き、専決処分報告について私のほうからご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、総会の議案書、分厚い冊子でございます。183ページをご覧いただきたいと存じます。青い合紙の入っております次のページとなっております。

報告第1号の専決処分報告でございます。全部で12点でございます。本ページよりご説明をさせていただきます。

まず、1点目でございます。1つ目ですが、診療報酬審査支払特別会計の補正でございます。こちらは4年9月の補正でございますが、オミクロン株対応ワクチンの接種券の作成業務を行う増額補正となっております。彦根市、高島市、東近江市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町様から委託をいただいて、接種券を作成させていただきました。

続いて2点目、そして3点目の特別会計でございます。こちらは、それぞれ国保と後期に係る公費負担医療に関する診療報酬支払勘定の増額補正です。こちらは、感染症法に基づくレセプトの請求の増加に伴う増額補正となっております。いわゆるオミクロン株の蔓延による感染者が想定以上に増えたことで、その対応のために医療機関へお支払いするための増額でございます。

4点目でございます。連合会の職員給与規則の一部を改正したものでございます。こちらは人事院勧告により、職員の子の扶養手当や、一時金の率の改定によるものとなっております。

続きまして、5点目、そして6点目でございます。職員服務規則、そして育児休業等に係る給与等に関する規程の改正でございます。双方とも育児・介護休業法の改正に伴う改正でございます。

続きまして、7点目、そして次のページの8点目でございます。会計規則の改正、そして福祉医療費等審査支払規則の改正でございます。この2つの改正につきましては、いずれも請求事務費の廃止に伴う規則の改正でございます。

9点目でございます。職員退職給与金特別会計の補正でございます。年度途中で定年前退職が3名発生しました。その対応としての補正でございます。

10点目、そして11点目。10点目は介護保険事業関係業務特別会計の補正でございます。こちらは中央会に負担する負担金についての請求件数の増加に伴っての補正でございます。11点目につきましては、障害者総合支援法関係業務等特別会計の補正でございます。電子証明書発行手数料の増加に伴う補正となっております。

最後に、12点目でございます。後期高齢者医療事業関係業務特別会計の補正ござい

ます。こちらは、国庫補助金の確定、中央会への負担金の補正と併せて、公費負担医療に関する診療報酬支払勘定の補正でございます。公費負担医療の診療報酬の勘定の補正でございますが、先ほど3点目で説明をさせていただきました、コロナに係るレセプトの増加に伴うところで補正をいたしましたけれども、第7波、第8波は、想定以上に増加をいたしました。3点目の補正の段階では、対前年度比129.5%の伸びでしたけれども、令和4年12月の時点では296%と相当な伸びになっていることによって、再度の補正ということになりました。

以上、専決処分報告となります。詳細については、185ページから233ページまで記載させていただいております。後ほどご確認いただければと存じます。

以上でございます。

◇橋川議長 報告第1号について、ご質問、ご意見はございませんか。

ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇橋川議長 ないようですので、報告事項は以上でございます。

次に、その他事項として、後期高齢者医療保険料の軽減判定の誤りについて、事務局の説明を求めます。

◇坂井課長 それでは、後期高齢者医療保険料の軽減判定誤りにつきまして説明させていただきます。私、電算管理課長の坂井と申します。

説明に入ります前に、昨年6月に発覚いたしました軽減判定誤りにつきましては、各市町の後期高齢者医療保険料収納のご担当の方、広域連合のご担当の方に多大なるご迷惑をおかけしたこと、また国保連合会としての報告が遅くなりましたことに対しまして、まずもっておわび申し上げます。申し訳ありませんでした。

それでは、資料4に沿って説明させていただきます。失礼して、着座にて説明させていただきます。

1ページをご覧ください。今回の誤りにつきましては、保険料の軽減判定においては、税法上の所得計算ではなく、改めて高齢者の医療の確保に関する法律に基づく所得を算出する必要があるのですが、改めての所得の算出に係るサーバー処理等ができていなかったことに起因するものです。

2から3ページをご覧ください。保険料確定賦課に係る処理の流れとなります。

2ページをご覧ください。各市町からの所得課税情報を取り込む処理を行い、一旦、所

得課税情報と保険料率から保険料を計算します。

3 ページをご覧ください。(3)、(4)を網かけとしておりますが、ここで高確法による減額対象所得を計算する対象者を抽出します。以下、高確法による所得を計算し、改めて軽減判定をします。この網かけの処理ができていなかったことにより、今回の誤りが発生いたしました。

4 ページをご覧ください。軽減判定誤りが発生した原因等についてです。平成20年の後期高齢者医療制度発足当初から、広域連合システム上の軽減判定に使用する所得が誤っており、そのことにつきましては、平成28年に発覚し、以後、平成29年、30年度は、3ページの網かけ部分の処理が外付けシステムにて対応されておりました。令和元年度より、広域連合システム内で処理ができるように改修されましたが、網かけの処理ができていませんでした。当該処理ができていなかった原因について、広域連合、本会で検証を行い、箱枠の中に記載のとおり状況で誤りが発生したことが分かりました。

当該処理については、委託電算会社のSEと広域連合のご担当の方の間で調整をしながら進めますが、改修後のシステム運用について、その手順が徹底できていなかったことが主たる原因となります。システムの更改により、運用手順が変更となっておりましたが、変更後の運用手順の確認、調整会議をした記録等が残っていないことから、更改後の運用手順についての認識が足りなかったものと思われまます。

また、広域連合の担当の方が違和感を感じ、SEに問い合わせをされた際に、これで間違いがない旨の回答がSEからあったということでありました。

これらのことに対する再発防止につきましては、最後に説明をさせていただきます。

6 ページをご覧ください。今回の軽減判定誤りへの対応です。軽減判定誤りへの対応につきましては、高確法に基づく正しい所得算定をし、誤った軽減判定による保険料との差額を調整する必要がありますが、高確法の第160条、第160条2による時効、賦課決定の期間制限があることから、賦課年度ごとに異なる対応とされました。

7 ページをご覧ください。(2)が賦課年度ごとの対応となります。

8 ページをご覧ください。④に記載の、令和元年度、2年度の保険料の追加徴収につきまして、期間制限により賦課決定ができないため、追加徴収することができません。この部分について、広域連合から損害賠償請求の申し出があります。

9 ページをご覧ください。損害賠償に係る対応についてです。広域連合から、後期高齢者医療の運営に係る事務代行に関する業務委託契約書に規定する、損害賠償の負担協議に

ついて申し入れがありました。広域連合から申し入れのあった損害につきましては、(1)の①から④で、市町、広域連合にて必要となった印刷代、郵送代等の事務経費、時間外対応等に係る手当、期間制限により徴収できない保険料、保険料還付に係る加算金となります。

10ページをご覧ください。本会といたしましては、(2)から(4)による対応を考えています。まず、(2)広域連合から申し入れのあった損害賠償の範囲ですが、このことについては、本会の顧問弁護士に相談をしており、広域連合から示された4つの内容については、損害賠償の請求の範囲に含まれるものと判断し、広域連合の申し入れに基づいて協議を進めています。

次に、(3)損害賠償に対する責任についてです。保険料の賦課に係る電算処理につきましては、本会が事務代行に関する業務を受託した当初から、広域連合から委託電算会社への直接の指示により執り行われていました。これまでの運用の在り方から、委託電算会社の責任について顧問弁護士に相談をしており、広域連合との協議結果により、今回は、負担する損害賠償については、改めて委託電算会社と協議の上、委託電算会社へ請求することを考えています。

(4)の補正予算についてですが、現在、広域連合において、損害対応に係る相当額を精査されています。今後の協議により、損害額等が定まった時点で、本会会計の予算を補正して、賠償額を委託電算会社に請求、広域連合に支出することを考えています。

11ページをご覧ください。再発防止についてです。本件処理をはじめ、広域連合業務に関する誤りが発生すると、被保険者に多大な影響を及ぼし、後期高齢者医療の事業に対する信頼を損ない、広域連合、市町の後期高齢者医療のご担当の方に多大なご迷惑をおかけすることから、今回のことについては、広域連合業務を受託する者として重く受け止め、再発防止に向けて徹底した取り組みを図ります。

具体的には、資料に記載の2点となります。1点目が、運用手順の再確認です。今回の事案を見ますと、本来の運用手順に対する確認が徹底できていなかったことが主な原因です。特に、年次処理、またシステムの更改がある際には、あるべき運用手順を慎重に確認し、広域連合のご担当の方との共有を徹底することにより再発を防止します。

2点目が、担当者間の情報共有の徹底です。今回の事案に対して調査を行いましたけれども、当該の業務に関する打ち合わせや、広域連合のご担当の方とのやり取りが書面の形で残っておりませんでした。現在は、既に実施しておりますが、運用に関する進捗や、問

い合わせ等に関する回答など、担当者間のやり取りについては記録を残すようにし、運用に係る打ち合わせ等につきましては、議事録、会議録を作成して、相互に確認することにより再発を防止いたします。

後期高齢者医療保険料の軽減判定誤りに係る説明は以上となります。

◇橋川議長 只今の件に対して、ご質問、ご意見はございませんか。

ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇橋川議長 ないようですので、次に移ります。

第4期中期経営計画について、事務局の説明を求めます。

◇林主監 第4期中期経営計画についてご説明をさせていただきます。

現在、第3期計画の進捗状況を踏まえまして、第4期の計画を策定中でございます。資料5のほうに、現段階の計画案の概要についてということで、簡単に恐縮ですが、まとめさせていただいておりますので、ご説明をさせていただきたいと存じます。

中期経営計画でございますが、期間は3年間で、令和5年度から令和7年度までと考えております。計画策定の趣旨につきましては、第3期と同様に、職員一人一人が目的意識を持ち、一丸となって取り組むための計画の策定としていただいております。

基本理念は、審査支払業務の専門集団、地方自治体が行う医療・保健・介護・福祉業務を支援する専門集団であるとともに、経営の効率化・安定化に努め、保険者、広域連合から一層信頼される組織となること、さらに3年後の望ましい姿を実現していこうというものでございます。

計画の基本方針の部分でございますが、事業の柱として、左側に記載をしておいでございますが、審査の質の向上から安全管理体制の確立まで、5本で構成をしております。表頭のとおりでございますが、左側に第4期計画、右側に第3期計画を記載しております。

そして、右側の、現在実施しております第3期計画でございますが、既に事業が一定推進されているものにつきましては、完了ということで記載をしております、次期計画から省くことといたします。併せまして、第4期も引き続き実施をする事業については、次期計画の中で該当する計画案を記載しているような書き方をしております。

また、番号に星印がついているものでございますが、例えば計画番号の12番、国保保険者標準事務処理システム等の円滑導入支援と、13の事務の共同化・効率化の支援につ

いては、第4期では、計画番号10、国民健康保険に係るシステムの標準化を踏まえた、市町事務の標準化・広域化、これに対する対応という項目に集約させていきたいと考えております。これは、法律に基づき、令和7年度までに国保部署において事務処理標準システムか、標準準拠システムを導入することとなったため、いずれかのシステムの導入を前提としながら、効果的な共同処理を検討していく必要があるということで、このような形にしております。

そして、第4期の基本方針につきましては、全てで23項目、新たに8項目を追加しております。新しいものとしては、中抜きになっている部分ですが、上段にタイトル、下段に簡単な記載をしております。

例えば、計画番号の2、訪問看護療養費の電子化につきましては、令和6年4月から訪問看護療養費の電子化が予定されておまして、その円滑な導入を目標とするものです。

一番下に記載しております職員行動指針でございますが、コスト意識やコンプライアンスの向上等に取り組んでまいります。この計画につきましては、策定後、改めてご報告をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

◇橋川議長 最後の件に関して、ご質問、ご意見はございませんか。

ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇橋川議長 ないようですので、以上をもちまして、本日の提出案件は全て終了をいたしました。

ほかにご意見はございませんか。

はい、事務局。

◇岡田局長 それでは、最後に1点だけご報告させていただきます。

資料の最後に、国民健康保険団体連合会理事長表彰の被表彰者名簿があったと思います。ご準備のほうよろしくをお願いいたします。白い冊子でございます。

1ページおめくりをいただきまして、目次が書いてございます。滋賀県国民健康保険団体連合会理事長表彰でございます。こちらにつきましては、私どもの表彰規程に基づきまして、国保事業あるいは介護保険事業の推進並びに発展に貢献された方々につきまして、一定の基準に基づきまして、保険者等関係団体からご推薦のあった方々を理事会にお諮り

をさせていただいて、決定をさせていただいたものでございます。過日、2月8日の理事会にて決定をさせていただいた被表彰者の方々でございます。

3ページをご覧いただきたいと思いますが、全部で27人の方に表彰することで決定をさせていただいております。本来ですと、この総会の場で表彰式を執り行うというのが予定だったんですけども、コロナ禍ということもございますので、表彰式については執り行いません。後日でございますけれども、表彰状等、推薦団体のほうにお送りをさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

◇橋川議長 ほかには、ご意見はございませんか。

◇

○閉 会

◇橋川議長 なければ、これで本日の通常総会を閉会といたします。

ありがとうございました。

午後2時43分閉会

上記会議の顛末を記載して間違いのないことを認めるためここに署名いたします。

令和5年 4月24日

議長

草津市長

橋川 渉

議事録署名者

近江八幡市長

小西 理

多賀町長

久保 良